

平成30年 第60回臨時会

坂井地区広域連合議会会議録

平成30年5月15日開会

平成30年5月15日閉会

坂井地区広域連合議会

平成30年 第60回坂井地区広域連合議会臨時会 会議録目次

◎第1日目（平成30年5月15日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長召集挨拶	4
○会議の宣告	5
○諸般の報告	5
○議席の一部変更について	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○議長の選挙	6
○副議長辞職の件	7
○副議長の選挙	9
○議案第11号から議案第17号の一括上程、提案理由の説明	10
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	15
○閉議の宣告	17
○広域連合長閉会挨拶	17
○閉会の宣告	17
○署名議員	18

1 第60回坂井地区広域連合議会臨時会議事日程

平成30年5月15日
午後2時20分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長召集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告

- 日程第 1 議席の一部変更について
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議長の選挙
追加日程第1 副議長辞職の件
追加日程第2 副議長の選挙
日程第 5 提案理由の説明
日程第 6 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
(坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について)
日程第 7 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
(坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第 8 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
(坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第 9 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
(坂井地区広域連合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第10 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて
(坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第11 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて
(坂井地区広域連合地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第12 議案第17号 坂井地区広域連合監査委員の選任について
追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 堀田 あけみ	2番 山田 秀樹	3番 渡辺 竜彦
4番 室谷 陽一郎	5番 南川 直人	6番 戸板 進
7番 仁佐 一三	8番 吉川 貞明	9番 佐藤 寛治
10番 毛利 純雄	11番 東野 栄治	12番 川畑 孝治
13番 吉田 太一	14番 永井 純一	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	18番 卯目 ひろみ

3 欠席議員（0名）

なし

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 佐々木 康男	副広域連合長 坂本 憲男
事務局長 岡 弘和	事務局次長 出島 瑞恵
総務課参事 長谷川 浩幸	

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 熊谷 晃	議会事務局書記 矢崎 良
--------------	--------------

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○副議長（毛利純雄）　ただいまから、第60回坂井地区広域連合議会臨時会を開会いたします。
(午後2時20分)

◇広域連合長召集挨拶◇

○副議長（毛利純雄）　開会に当たり、広域連合長の召集挨拶を許します。
広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男）　開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。5月も半ばを迎え、新緑が目に見え、鮮やかな季節となりました。

議員各位には、何かとお忙しい中にもかかわらず、本臨時会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

また、坂井市議会議員の皆様におかれましては、先月15日に執行されました市議会議員選挙にご当選されましたこと、心からお祝い申し上げます。どうか、今後とも当広域連合議会議員として、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、新年度になり第7期介護保険事業計画がスタートいたしました。団塊の世代がすべて75歳になる2025年に向けて、医療・介護ニーズが急増していくことは必至です。国では、介護保険制度について、高齢者自身ができないことを支援する制度から、できるようになることを助ける自立支援に軸足を置いた制度としていく姿勢を示しました。当広域連合といたしましても、高齢化が進展していく中、できるだけ要支援・要介護状態にならないように、また、要支援・要介護状態になっても重度化しないよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本臨時会におきましては、議会の組織に関する案件のほか、専決処分に関するもの6議案、監査委員の選任に関する議案の計7議案の審議をお願いするものであります。議案の内容につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申しあげまして、召集のご挨拶といたします。

◇会議の宣告◇

○副議長（毛利純雄） 本日の出席議員数は18名であります。会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○副議長（毛利純雄） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。

熊谷議会事務局参事。

○議会事務局参事（熊谷 晃） 諸般の報告をいたします。

本臨時会の付議事件は、連合長提出議案7件であります。本臨時会の説明出席者は連合長以下5名であります。

次に、5月7日に開かれました議会運営委員会において、あわら市選出の室谷議員、坂井市選出の山田議員、吉川議員、佐藤議員の4名を、議会閉会中のため広域連合議会委員会条例第7条第1項但し書きの規定及び地方自治法第16条第1項の規定に基づき、副議長が議会運営委員に指名したことを報告します。また、議会運営委員長・副委員長は委員の互選により、吉川議員が委員長に、仁佐議員が副委員長に選出されたことを併せて報告します。以上でございます。

◇議席の一部変更について◇

○副議長（毛利純雄） 日程第1、議席に一部変更についてを議題といたします。

このたび、坂井市議会選挙により、3名の議員が変わられましたので、会議規則第4条第1項の規定により、副議長において議席の一部を変更いたします。変更した議席はお手元に配布のとおりでございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○副議長（毛利純雄） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、吉川貞明君、9番、

佐藤寛治君の兩名を指名します。

◇会期の決定◇

○副議長（毛利純雄） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（毛利純雄） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

◇議長の選挙◇

○副議長（毛利純雄） 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項、第3項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（毛利純雄） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については副議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（毛利純雄） 異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。議長に、吉田太一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、副議長が指名しました吉田太一君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉田太一君が議長に当選されました。

議長に当選された吉田太一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選されました吉田太一君からご挨拶がございます。

○議長（吉田太一） 議長就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。ただいま皆様のご推挙をいただき、議長の要職につかせていただくことになりました。大変身に余る光栄で、その職務の重さに身の引き締まる思いでございます。議員各位のご指導ご支援のおかげと心から感謝申し上げます。二元代表制の一躍を担う議決機関としてその役割をしっかりと果たしていかなければならないと考えているところでございます。この度、坂井市議選挙によって新たな議員構成でスタートしたこの議会、市民の付託に応え、活発な議会活動を通してその使命を達成できるよう、また、議会の秩序を維持し、公平公正な議会運営に努め、議会の発展に微力ではございますが精いっぱい努力していく所存でございます。最後になりますが、佐々木連合長をはじめ、議員の方々、今後共ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが議長就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（毛利純雄） ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

◇副議長辞職の件◇

○議長（吉田太一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長、毛利純雄君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を追加日程第1として、議題とすることに決定しました。ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田太一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、毛利純雄君の退場を求めます。

〔毛利純雄議員 退場〕

○議長（吉田太一） 議会事務局参事に辞職願を朗読させます。

議会事務局参事。

○議会事務局参事（熊谷 晃） 朗読いたします。

平成30年5月15日、坂井地区広域連合議会議長、吉田太一殿。

坂井地区広域連合議会副議長、毛利純雄。

辞職願。この度、一身上の都合により、副議長職を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田太一） お諮りします。

毛利純雄君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、毛利純雄君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

毛利純雄君の入場を認めます。

〔毛利純雄議員 入場〕

○議長（吉田太一） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を追加日程第

2として議題にすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

◇副議長の選挙◇

○議長（吉田太一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項、第3項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、田中千賀子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました田中千賀子君を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田中千賀子君が副議長に当選されました。

副議長に当選された田中千賀子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されて田中千賀子君からご挨拶がございます。

○副議長（田中千賀子） 副議長就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。ただいまは、議員各位のご推挙をいただきまして、副議長に選任をいただき本当にありがとうございます。心から御礼申し上げます。私は議長を補佐し、地域包括ケアシステムの推進、だれもが住み慣れた地域で最後まで生きがいと楽しみをもって暮らせるまちづくりや、広域連合事業の発展に、議員の皆様と共に努力をしていきたいと思っております。佐々木広域連合長をはじめ、議員の皆様のご更なるご指導とご鞭撻を申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

◇議案第11号から議案第17号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（吉田太一） 日程第5、提案理由の説明に入ります。

日程第6から日程第12まで、議案7件を一括議題とします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） それでは、本臨時会に提案しました議案第11号「専決処分を求めることについて」から議案第17号「坂井地区広域連合監査委員の選任について」までの7議案について提案理由を申し上げます。

まず、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について）」から議案第16号「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）」までの6議案についてご説明申し上げます。

議案第11号は、介護保険法の改正により制定したもの、また、議案第12号から議案第16号までは、厚生労働省令の改正に準じて一部改正したもので、本年3月16日付で専決処分したので、その承認を求めるものです。主なものとしまして、条例制定につきましては、指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村に移譲されることに伴い、市町村が指定基準を定めるというものです。

また、一部改正につきましては、介護職員等に対し、身体的拘束等の研修を実施する

など、身体的拘束のさらなる適正化を図ることが挙げられます。

次に、議案第17号「坂井地区広域連合監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、坂井市議会の組織替えにより、議員から選出する監査委員が欠員になりましたので、地方自治法第196条第1項の規定により、その後任に広域連合議員の南川直人氏を選出したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本臨時会に上程しております議案7件の提案理由とさせていただきます。何とぞ慎重なるご審議のうえ妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田太一） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について）を議題とします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第11号専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9、議案第14号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第14号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10、議案第15号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第15号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認されました。

日程第11、議案第16号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第16号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認されました。

日程第12、議案第17号、「坂井地区広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、南川直人君の退席を求めます。

〔南川直人議員 退場〕

本案は、質疑と討論を省略し、ただちに採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） これより議案第17号を採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第17号については、同意することに決定いたしました。

南川直人君、入場してください。

〔南川直人議員 入場〕

ただいま選任されました南川直人君から、ご挨拶がございます。

○監査委員（南川直人） 一言ご挨拶を申し上げます。坂井市議会の南川でございます。今ほどは議員各位のご同意を頂戴いたしまして監査委員の役を仰せ付けられました。身の引き締まる思いでございます。たくさんの先輩議員がいらっしゃる中、皆さんの力をお借りして監査委員という職責を全うして参りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◇議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件◇

○議長（吉田太一） 議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続

調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査とすることにご意義ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 12番、川畑孝治君。

○12番（川畑孝治） 内容がよくわかりませんので、具体的にどのようなことなのか教えてください。

○議長（吉田太一） 熊谷参事。

○議会事務局参事（熊谷 晃） これは閉会中におきます会議等に問題が残った場合の調査などを検討していきたいということでございます。さしあたって何かあるということではないのですが、提案させていただいております。

○議長（吉田太一） お諮りします。委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査とすることにご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇閉議の宣告◇

○議長（吉田太一） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（吉田太一） 広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。また、提出いたしましたすべての議案、それぞれ妥当なご決議を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。

最後になりますが、これから暑い日が予想されます。議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（吉田太一） これをもって、第60回坂井地区広域連合議会臨時会を閉会します。

[一同起立・礼]

午後2時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

前副議長

議長

議員

議員